

News Release

人と人の間に

2024年3月1日 富国生命保険相互会社

個人年金保険「みらいプラス」の保険料率の改定について

富国生命保険相互会社(代表取締役社長 米山好映、以下「当社」)は、2024年4月2日より、個人年金保険 「みらいプラス」の保険料率を下記のとおり改定します。

記

1. 趣旨

「みらいプラス」(災害死亡給付金付個人年金保険)は、加入時に年金額が定まる定額型の個人年金保険で、 老後の生活資金など将来必要な資金を計画的かつ確実に準備することができる商品です。

今般、市中金利の動向等をふまえ、当該商品について予定利率の引上げ等による保険料率の改定を実施し ます。この改定により、これまで以上に効率的な資金準備が可能となります。

当社は、「死亡保障」、「第三分野保障」および「生存保障」の各分野で保障内容の拡充を図りつつ、お客さま アドバイザー(営業職員)によるコンサルティングを通じてそれらを効果的に組み合わせることにより、公的保険制 度を補完し個々の家計における長期のリスクを的確にカバーする商品の提供を目指しています。今般の改定はこ の商品政策にもとづき、金利上昇を保険料に反映させることで生存保障のさらなる充実を図るものです。

2. 改定内容

(1)予定利率

現行	改定後
0.65%	1.35%(年金開始までの年数が 25 年以上)
	1.15%(年金開始までの年数が 25 年未満)

(2)年金額例

[契約例:加入年齡 25 歲/10 年確定年金(定額型)/年金開始年齡 65 歲/口座振替月払保険料 10,000円]

	現行	改定後
据置期間なし	491,200 円(102.3%)	587,900 円(122.4%)
据置期間 5 年	436,100 円(103.8%)	531,300 円(126.5%)
据置期間 10 年	379,200 円(105.3%)	470,100 円(130.5%)

[※] 括弧内の数字は「戻り率」です。戻り率は受取年金総額÷払込保険料総額×100(小数点以下第2位切捨て)で計算しています。

3. 実施時期

契約日が2024年4月2日以後の契約について保険料率を改定します。